

1 **製剤総則 [3] 製剤各条 3.1. 注射剤(1)の目を次のように改める.**

2 [3] 製剤各条

3 3.1. 注射剤

4 **Injections**

5 (1) 注射剤は、皮下、筋肉内又は血管などの体内組織・器官
6 に直接投与する、通例、溶液、懸濁液若しくは乳濁液、又は用
7 時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の無菌製剤である。

8 本剤には、輸液剤、埋め込み注射剤、持続性注射剤及びリポ
9 ソーム注射剤が含まれる。

10

11